



**ジェネリック医薬品に切り替えると、自己負担額が一定額以上お安くなる方に  
軽減額通知をお届けしております。**

協会けんぽ京都支部では、自己負担額が一定額以上お安くなる方に、現在使っている医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額を通知する「ジェネリック医薬品軽減額通知サービス」を年2回実施しています。対象の方には令和2年2月末ごろにお送りする予定です。また、お薬を受け取るときに領収書と一緒に渡される「調剤明細書」でも確認できます。